

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく 令和6年度「公助」行動計画

凡例

「年度」の区分

検討	: 検討するもの
実施	: 実施するもの
一部	: 一部実施するもの
完了	: 完了したもの

<基本目標1>福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
1	1	(1)-①情報提供の充実	情報を届ける対象(年齢層等)を考慮した上で、町広報紙やパンフレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に、介護予防や福祉サービスに関する記事(参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容)を掲載します。 ◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、イラストや写真等を活用し、読みやすいものとなるようにします。	福祉課(高齢者支援係)	1
				実施	実施	実施	実施	実施	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	1
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月の広報紙に子育て支援センターたんぼぼのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。 ◆広報紙に一時預かり事業や病児・病後児保育事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。	健康・こども課(子育て支援係)	1
2	1	(1)-①情報提供の充実	福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者につないでもらうよう案内します。	福祉課(高齢者支援係)	2
				実施	実施	実施	実施	実施	◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	2
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通して、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。	健康・こども課(子育て支援係)	2
3	1	(1)-①情報提供の充実	地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各種の事業を通じて、地域包括支援センターの職員が住民と顔を合わせる機会を増やすことで、地域包括支援センターがより多くの住民に認識されるよう努めます。 ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。	福祉課(高齢者支援係)	3
				実施	実施	実施	実施	実施	◆一般相談について、「障がい者のしおり」や窓口で、みどり園、まつかぜ荘を紹介します。 ◆町ホームページや障がい者福祉のしおりに掲載し、周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	3
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)	3

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
4	1	(1)-①情報提供の充実	社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、身近な相談支援に携わる機関や人についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人憩いの家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施を通じて、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 ◆生活困窮の相談を社会福祉協議会につなげたり、家族が遠隔地におり日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。	福祉課(高齢者支援係)	4
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について周知します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	4
5	1	(1)-②相談支援体制の整備、充実	どこに行けば相談できるか、誰に相談できるかを分かりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症に関する相談窓口を町ホームページに掲載し周知します。相談内容に応じて、認知症啓発資料等を住民に配付します。 ◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会について、ポスターや町ホームページにより周知します。	福祉課(高齢者支援係)	5
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘について、継続してホームページや障がい者のしおりで周知します。 ◆障がい(身体障がい・知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページや障がい者のしおりで周知します。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。 ◆民生委員・児童委員について、広報紙及び町ホームページで紹介し、周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	5
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 ◆子ども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)	5

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
6	1	(1)～②相談支援体制の整備、充実	福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるよう、役場の相談窓口を担当する職員の対応力向上に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症地域支援推進員の新任者・現任者研修に参加し、相談対応力の向上及び相談支援の体制整備に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。	福祉課(高齢者支援係)	6
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいに対する相談に適切に対応できるよう、各種研修会に参加します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	6
				実施	実施	実施	実施	実施	◆相談に適切に対応できるよう研修会などに積極的に参加し、対応力の向上に努めます。	健康・こども課(子育て支援係)	6
7	1	(1)～②相談支援体制の整備、充実	相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	7
				実施	実施	実施	実施	実施	◆県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。 ◆県が主催する事業所向けの研修会を福祉サービス事業所に案内します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	7
8	1	(1)～②相談支援体制の整備、充実	必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来ることが困難な人への対応、相談支援の充実に努め、関係機関と連携し対応します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)	8
				実施	実施	実施	実施	実施	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカー、一般相談支援事業所(みどり園、まつかぜ荘)と連携して対応します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	8
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを行います。	健康・こども課(子育て支援係)	8

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号	
				6	7	8	9	10				
9	1	(1)～②相談支援体制の整備、充実	専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆福岡県弁護士会北九州部に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施します。 ◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報・医師の指示・既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。 	福祉課(高齢者支援係)	9	
				実施	実施	実施	実施	実施		<ul style="list-style-type: none"> ◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。 	福祉課(障がい者・生活支援係)	9
				実施	実施	実施	実施	実施		<ul style="list-style-type: none"> ◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し連携を行います。 	健康・こども課(子育て支援係)	9
10	1	(1)～②相談支援体制の整備、充実	必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。 	福祉課(高齢者支援係)	10	
				実施	実施	実施	実施	実施		<ul style="list-style-type: none"> ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会に参加し、情報共有を図ります。 ◆障がいのある人やその家族の問題については、各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。 	福祉課(障がい者・生活支援係)	10
				実施	実施	実施	実施	実施		<ul style="list-style-type: none"> ◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校・保育所などの関係機関と連携して支援を行います。 	健康・こども課(子育て支援係)	10
11	1	(1)～②相談支援体制の整備、充実	成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関・団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。 	福祉課(高齢者支援係、障がい者・生活支援係)	11	

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号			
				6	7	8	9	10						
12	1	(2)－①福祉サービスの充実	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実に図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆第9期高齢者福祉計画(R6～R8年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行います。	福祉課(高齢者支援係)	12			
				実施	実施	実施	実施	実施				◆障害福祉計画の目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	12
				実施	実施	実施	実施	実施						
13	1	(2)－①福祉サービスの充実	遠賀郡四町・中間市による遠賀中間地域障がい者支援協議会の活動を通して、障がい福祉に関わる近隣市町との連携を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆研修会、施設見学、事例検討会を開催し、事業所間の意見交換や情報共有の場を提供します。 ◆「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡四町)で引き続き協議を行い、システム構築に向けた圏域での取組についての方向性を検討します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	13			
14	1	(2)－①福祉サービスの充実	こども家庭センター、子育て支援センターたんぼほを拠点に、子育ての不安を抱える家族に対する支援を充実させます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆こども家庭センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)	14			
				実施	実施	実施	実施	実施				◆保健師・栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。保育士によるほほえみ教室を実施します。 ◆乳幼児健康診査や広報等により住民への周知を行います。 ◆学校教育係と連携して、町内保育所等ですくすく発達相談を実施します。	健康・こども課(健康づくり係)	14

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
15	1	(2)-②適切な福祉サービスの提供	必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域活動支援センターはまゆうに対し、運営支援を行うとともに、必要なサービスを提供するため、近隣市町村との連携を図ります、	福祉課(障がい者・生活支援係)	15
				実施	実施	実施	実施	実施		◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。 ◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。	健康・子ども課(子育て支援係)
16	1	(2)-②適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上についての必要性や取組について啓発します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援をします。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。 ◆県が主催する障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知します。 ◆保育所、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。	福祉課(高齢者支援係)	16
				実施	実施	実施	実施	実施		福祉課(障がい者・生活支援係)	16
				実施	実施	実施	実施	実施		健康・子ども課(子育て支援係)	16
17	1	(2)-②適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。 ◆地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、研修会、施設見学、事例検討会を開催し、事業所間の意見交換や情報共有の場を提供します。	福祉課(高齢者支援係)	17
				実施	実施	実施	実施	実施		福祉課(障がい者・生活支援係)	17

3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
18	1	(3)－①生活困窮者への自立支援	経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆生活困窮者が適切な支援へ繋がるように、各関係機関(県や社会福祉協議会等)と連携を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	18
19	1	(3)－①生活困窮者への自立支援	生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各関係機関(県や社会福祉協議会等)が実施する事業について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	19
20	1	(3)－②虐待への対応	虐待に関する相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事案発生時に速やかに対応できるよう備えます。 ◆職員の対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。	福祉課(高齢者支援係)	20
				実施	実施	実施	実施	実施	◆DV被害者支援に係る相談窓口の新設があった場合は、町ホームページに掲載しているDVに関する相談窓口一覧を速やかに更新し、周知を図ります。 ◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めます。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加します。 ◆庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部署と連携を図り、状況に応じ被害者への的確な支援を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	20
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちちやく)」や児童相談所の紹介を行います。 ◆児童虐待対応のための研修に参加します。	健康・こども課(子育て支援係)	20
21	1	(3)－②虐待への対応	虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると思われる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養護者等に対し必要な支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。 ◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)	21
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。 ◆相談があった場合は、配偶者暴力支援センターに繋がります(必要に応じて同行)。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	21
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護する(一時保護につなげるなど)とともに、養育者などに対し、必要な支援(養育に関する相談支援など)を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	21

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
22	1	(3)－②虐待への対応	虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、事案対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)	22
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。 ◆相談があった場合は、配偶者暴力支援センターに繋がります(必要に応じて同行)。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	22
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図ります。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図ります。	健康・こども課(子育て支援係)	22
23	1	(3)－③自殺対策を視野に入れた支援の充実	「芦屋町のちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自殺対策進捗確認シートをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、実施状況、評価等を行うPDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めます。 ◆若年者の自殺対策として、広報紙に特集記事を掲載し、啓発を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	23
24	1	(4)－①成年後見制度利用促進のための施策の推進(成年後見制度利用促進計画)	町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を通じて、権利擁護支援の必要な人の早期発見と適切な調整に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度について、年1回広報紙に掲載します。 ◆遠賀郡三町(芦屋・岡垣・遠賀町)で中核機関として委託している北九州市成年後見支援センターが無料電話相談や無料出張相談(年6回)を行い、情報提供や的確な支援を行います。 ◆職員の対応力向上のため、成年後見制度の研修に参加します。	福祉課(高齢者支援係) 福祉課(障がい者・生活支援係)	新規
25	1	(4)－①成年後見制度利用促進のための施策の推進(成年後見制度利用促進計画)	本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制の整備により、チームへの適切なバックアップを行い、専門職団体や関係機関との連携体制を強化するとともに、担い手の確保や育成等に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度に関する支援が必要な場合は、北九州市成年後見支援センターや芦屋町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援を行います。	福祉課(高齢者支援係) 福祉課(障がい者・生活支援係)	新規
26	1	(4)－①成年後見制度利用促進のための施策の推進(成年後見制度利用促進計画)	成年後見制度の利用に関する事業等により、利用促進を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆相談窓口を充実させ、芦屋町成年後見制度利用支援事業の利用が必要な人に支援を行います。	福祉課(高齢者支援係) 福祉課(障がい者・生活支援係)	新規

<基本目標2> 安心安全な暮らしを支える地域づくり

1 支え合える関係づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
27	2	(1)-①地域住民の交流の充実	子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場(子育て支援センター)や機会(子育てサロンなど)を提供します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供します。 ◆山鹿公民館において、出前たんぼぼ(出前子育て支援センター)を毎月1回実施します。	健康・こども課(子育て支援係)	24
28	2	(1)-①地域住民の交流の充実	地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。 ◆新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	25
29	2	(1)-②地域団体活動の促進	地域で活動するボランティア団体等について、活動内容を周知するとともに、人材確保に向けた広報活動への協力など、活性化に向けた取組を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」に、ボランティア活動団体やセンター事業に関する情報を掲載します。また、広報あしやの「リード通信」に、キッズ事業の報告を掲載します。 ◆センター内に掲示スペースを設け、団体の発行物を掲示するなど、団体の活動の周知に努めます。	生涯学習課(社会教育係)	26
				実施	実施	実施	実施	実施	◆介護保険被保険者証の交付の際に、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。 ◆あしたの会の活動内容について広報紙に掲載し、周知を図ります。 ◆ボランティア団体の人材育成や活動内容の充実を図るため、芦屋町手をつなぐリボンの会の活動を支援します。	福祉課(高齢者支援係)	26
30	2	(1)-②地域団体活動の促進	自治区や老人クラブ等の地域で活動する団体について、運営の支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職員による人的支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)	27
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支援を行います。 ◆広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	27
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。 ◆活動団体に作業スペースや掲示スペースを提供します。 ◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図れるよう、意見交換会の場を提供します。 ◆ボランティアコーディネーターを配置し、各種相談に対応します。	生涯学習課(社会教育係)	27
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町職員による自治区の行事支援を行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	27
31	2	(1)-③交流の場の確保	地域活動や福祉活動の推進のため、体育施設や社会教育施設などの施設を広く住民に開放します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区対抗の大会を実施する体育協会の事業や、老人会クラブ連合会、自治区などが行うレクリエーションやスポーツ活動の実施場所として、体育館やグラウンドなどを提供します。	生涯学習課(社会教育係)	28
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協議会の実施する事業の会場として、地区公民館などを開放します。	生涯学習課(公民館・文化係)	28

2 地域における連携の体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
32	2	(2)－①避難行動要支援者名簿等の充実	避難行動要支援者名簿への登録を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいのある人や高齢者など、災害時の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙により周知を行います。 ◆災害時の避難支援等に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員や自主防災組織、消防署に提供します。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がいのある人に対して職員が支援します。	福祉課(高齢者支援係、障がい者・生活支援係)	29
				実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の登録に関し、県の防災部局等から情報提供があれば都度、福祉課との情報共有に努めます。	総務課(庶務係)	29
33	2	(2)－②見守り活動の充実	自治区や老人クラブの活動など、地域における日頃からの住民同士の見守り活動の重要性を啓発し、支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。	福祉課(高齢者支援係)	32
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月行われる民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	32
				実施	実施	実施	実施	実施	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	32
				実施	実施	実施	実施	実施	◆住民同士の見守り活動の推進のため、自治区の加入率向上に向けて区長会と連携していきます。	環境住宅課(地域振興・交通係)	32
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。	生涯学習課(社会教育係)	32
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。 ◆町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。	生涯学習課(公民館・文化係)	32
34	2	(2)－②見守り活動の充実	事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆独居高齢者等の安心のため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動への協力依頼を行います。	福祉課(高齢者支援係)	33

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
35	2	(2)ー③地域における支援者との連携	区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組む人と情報共有し、特に配慮が必要な人たちを見守るための個別避難計画作成などの支援を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。	福祉課(高齢者支援係)	30
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月行われる民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	30
				実施	実施	実施	実施	実施	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	30
				実施	実施	実施	実施	実施	◆個別避難計画の作成支援にあたり、福祉課と協議し、特に配慮が必要な優先度が高い方を把握します。そのうえで、自治区や地縁団体、民生委員、福祉事業所などの関係者と情報を共有し、個別避難計画の作成支援を進めます。	総務課(庶務係)	30
36	2	(2)ー③地域における支援者との連携	各種団体と共有する情報の取扱いが適切になされるよう、必要な研修を実施します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆名簿を取り扱う人すべてが、個人情報保護の重要性を認識されるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	31
				実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)	31
				実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修会に防災担当として、出席し、必要な指導助言を行います。	総務課(庶務係)	31

3 安心・安全を支える体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
37	2	(3)-①災害時や緊急時の情報提供の充実	避難情報などの伝達訓練を実施するとともに、出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難場所などについて周知します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	総務課(庶務係)	34
38	2	(3)-①災害時や緊急時の情報提供の充実	災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように引き続き環境を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆戸別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に広報あしやなどで住民周知を行い、災害情報、緊急情報が住民に確実に届くよう引き続き環境整備を図ります。	総務課(庶務係)	35
39	2	(3)-②地域防災体制の確立	災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定し、自主防災組織が実施する自主防災訓練への支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区などの地縁団体に対し、防災に関しての知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行います。 ◆資格取得に係る費用(受験料、教本代、認証登録料)を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内、地域での防災士定着を図ります。また、防災士登録者の勉強会などを開催します。	総務課(庶務係)	36
40	2	(3)-②地域防災体制の確立	住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災についての情報提供や啓発の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	総務課(庶務係)	37
41	2	(3)-②地域防災体制の確立	災害時等に、町内の福祉事業所等と連携し、避難に関して配慮が必要な人のための福祉避難所を設置するための体制を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉サービス事業者1ヶ所)と連携し、引き続き災害時等に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。 ◆必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直すとともに、図上訓練等を実施します。	福祉課(高齢者支援係)	38
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	38
42	2	(3)-③防犯体制・交通安全対策の充実	町内での不審者情報等の安全に関わる情報が発出されたときは、関係機関に周知し、見守りや巡回を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	39
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、不審者が確認された際、町HPや町公式SNS等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を促します。 ◆折尾署などと連携し青パト巡回を定期的実施します。	生涯学習課(社会教育係)	39

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
43	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	地域の自主的な防犯組織である、芦屋町自治防犯組合の活動を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治防犯組合が実施しているパトロールへの参加を継続して行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	40
44	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	消費者の安全と安心を確保するため消費生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあつせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取組を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆消費者生活相談に関する事業を継続して行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	41
45	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	芦屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等を通して、交通安全意識の浸透を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆交通安全運動を継続して実施し、交通安全意識の浸透を図ります。	環境住宅課(地域振興・交通係)	42
46	2	(3)－④暮らしやすい環境の整備	公共施設の新設・改修等を行う際には、バリアフリー環境の推進に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。【生涯学習課(社会教育係)】	全庁	43
47	2	(3)－④暮らしやすい環境の整備	住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス利用者数の回復を図ります。 ◆バス停ベンチ、バス停上屋の老朽化確認を継続して実施し、整備の検討を行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	44
48	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	保護司会等の更生保護に携わる団体と連携し、就労支援等の更生に必要な支援に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じ、就労支援、保健、医療、障がい福祉サービス等の行政サービスの情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	新規
49	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	保護司会等の活動を支援するとともに、警察、司法関係機関、医療、福祉関係機関との連携強化を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆再犯防止に関する研修やセミナー等に参加し、警察、司法関係機関等との情報共有及び連携を図ります。 ◆広報紙や町ホームページに保護司の活動内容を紹介し、人材発掘や育成の支援を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	新規
50	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」に取り組むほか、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆「社会を明るくする運動」に取り組み、犯罪や非行をした人に対する理解と更生について理解を深めるとともに、再犯防止に関する広報・啓発に努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)	新規
51	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	学校教育において、いじめや不登校の対応、非行防止のための教育を推進します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆いじめや不登校、問題行動等についての会議を定期的に開催して情報共有し、小中や関係機関と連携して対応します。 ◆発達段階や校種に応じて、系統的に規範意識を育成する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」などを活用して、児童生徒の非行防止教育を行います。	学校教育課(学校教育係)	新規

<基本目標3> 福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上のための環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
52	3	(1)-①地域福祉などに関する広報・啓発の推進	高齢者や障がいのある人、子どもの権利に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉に関する啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布します。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	45
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	45
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に、こどもの権利に関する記事を掲載します。	健康・こども課(子育て支援係)	45
53	3	(1)-①地域福祉などに関する広報・啓発の推進	地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人憩いの家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施を通じて、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	46
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。 ◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を掲載します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	46
54	3	(1)-①地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持てるようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。 ◆認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症講演会を開催します。 ◆遠賀郡三町合同で成年後見制度に関する講演会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	47
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	47
				実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座を開催時には内容に興味を持ってもらえるよう、対象の要望を把握した上で、出前講座を実施します。	健康・こども課(子育て支援係)	47
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会、人権週間に合わせて人権まつりを開催することで、重点的な啓発を行います。 ◆講演会等を実施した際は、より興味や関心を持てるような内容づくりのためにアンケート調査を実施します。	生涯学習課(社会教育係)	47

2 地域福祉を担う人づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和6年度行動計画	所管課(係)	前期計画の取組番号
				6	7	8	9	10			
55	3	(2)－①地域福祉を担う人材の確保や育成	民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報に関する研修の案内を行います ◆民生委員・児童委員定例会の際に、福祉のしおりを用いての勉強会を継続して行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	48
56	3	(2)－①地域福祉を担う人材の確保や育成	活動のリーダー役となる人たちにに向けた学習会や地域の人を対象にしたボランティアに関する研修などの充実を図り、人材の育成に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	49
				実施	実施	実施	実施	実施	◆リードほらんていあキッズでボランティアに関する学習や実践活動を通して、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。 ◆地域の人を対象にしたボランティアに関する講座を実施し、人材の育成を図ります。	生涯学習課(社会教育係)	49
57	3	(2)－①地域福祉を担う人材の確保や育成	福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。 ◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。	福祉課(高齢者支援係)	50
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じます。 ◆住民へボランティア意識が浸透し、人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」に、団体の紹介記事を掲載します。	生涯学習課(社会教育係)	50